

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名		試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設
税 目		所得税、法人税（所得税法第 7 8 条第 2 項、法人税法第 3 7 条第 4 項）
要 望 の 内 容		<p>試験研究等を目的とする独立行政法人(試験研究等独法)への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度を創設する。</p> <p>独立行政法人とは、公共性の高い事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが、民間の主体に委ねると実施されないおそれがあるものを実施する主体である。</p> <p>「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（研究開発力強化法）では、同法における「研究開発法人」とは、独立行政法人であって、研究開発等、研究開発であって公募によるものに係る業務又は科学技術に関する啓蒙及び知識の普及に係る業務を行うもののうち重要なものとして同法別表に掲げるものとしている（32 法人）。</p>
		<table border="1"> <tr> <td>減収見込額 （平年度）</td> <td>20 （-） 百万円</td> </tr> </table>
減収見込額 （平年度）	20 （-） 百万円	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		<p>政策目的</p> <p>試験研究等独法について、自己収入（寄附金受入）の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、国の財政支出に依存しない自律的な事業活動を促進する。</p> <p>施策の必要性</p> <p>研究開発力強化法(H20.10.20 施行)で、研究開発法人等の研究開発能力の強化のための措置として、事業者等からの資金の受入れの促進、研究開発法人の自律性・柔軟性・競争力の向上等を規定しており、研究開発分野の資金確保対策が喫緊の課題となっている。</p> <p>要望の措置の妥当性</p> <p>試験研究等独法へ寄附を行う法人等に対する動機付けとして、税制上の優遇措置が有効である。</p>
今 回 の 要	政策評価体系における位置付け	（ - 食品産業の競争力の強化 ） の見込み
	政策の達成目標	各独法による寄附金収入の拡大への取組強化。

	租税特別措置の適用又は延長期間	-
	同上の期間中の達成目標	-
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	-
	租税特別措置の適用実績	-
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	-
	前回要望時の達成目標	-
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	平成 20 年度及び平成 21 年度の税制改正要望において、全ての独立行政法人への寄附金に関し、全額損金算入できる指定寄附金への指定による、抜本的な促進措置の導入（法人税・所得税）を要望。	